



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次

○ 告示

670 和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の免許の
内容たるべき事項及び申請期間等 (資源管理課)

告 示

和歌山県告示第670号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成20年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免許の内容たるべき事項

別紙

定置漁業漁場計画

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第2号	有田市宮崎町 逢井地先	定置漁業	雑魚定置 漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町逢井黒島、通称庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から 96° - 29' 10.0mの点 イ 基点第97号から 276° - 29' 10.0mの点 ウ から 219° - 29' 8.00mの点 エ から 189° - 29' 8.00mの点	有田市宮崎町逢井	有田市宮崎町	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市宮崎町 逢井	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和定第3号	有田市宮崎町 逢井地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町逢井、仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から 100° - 29' 10.0mの点 イ 基点第99号から 280° - 29' 10.0mの点 ウ から 219° - 29' 8.00mの点 エ から 189° - 29' 8.00mの点	有田市宮崎町逢井	有田市宮崎町	"	"	"	"	"	
和定第4号	有田市千田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西隣の突端に設置した標識 ア 基点第101号から 127° - 29' 10.0mの点 イ 基点第101号から 307° - 29' 10.0mの点 ウ から 233° - 29' 8.00mの点 エ から 214° - 29' 8.00mの点	有田市千田地先	有田市千田地先	"	"	"	有田市千田	"	
和定第6号	西牟婁郡白浜町 椿地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第240号 西牟婁郡白浜町椿地先、大赤島中央部に設置した標識 ア 基点第240号から 257° - 03' 1, 190mの点 イ 基点第240号から 221° - 32', 530mの点 ウ 基点第240号から 212° - 19', 700mの点 エ 基点第240号から 215° - 19', 900mの点 オ 基点第240号から 237° - 48' 1, 510mの点	西牟婁郡白浜町椿地先	西牟婁郡白浜町 椿	"	"	"	西牟婁郡白浜町 椿	"	
和定第8号	東牟婁郡串本町 樫野地先	"	"	"	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町樫野、黒島通称オオジマのアラサ魚見台東 端に設置した標識 ア 基点第281号から 351° - 07' 170mの点 イ 基点第281号から 66° - 28' 312mの点 ウ 基点第281号から 127° - 08' 105mの点	東牟婁郡串本町樫野	東牟婁郡串本町 樫野	"	"	"	東牟婁郡串本町 樫野	"	

定置漁業漁場計画

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第9号	東牟婁郡串本町 檜野地先	定置漁業	ぶり定置 漁業	11月1日から翌年6月30日まで	次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から259° - 38' 250mの点 イ 基点第282号から347° - 01' 612mの点 ウ 基点第282号から32° - 38' 660mの点			なし	平成20年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町 檜野 古湊 上野山	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和定第10号	東牟婁郡串本町 檜野地先	"	雑魚定置 漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から32° - 23' 270mの点 イ 基点第282号から309° - 08' 240mの点			"	"	"	"	"	
和定第11号	東牟婁郡串本町 田原地先	"	ぶり定置 漁業	10月20日から翌年6月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 東牟婁郡串本町田原宇荒船地先、立石南端蓄養池北角に設置した標識 ア 基点第305号から188° - 00' 758mの点 イ 基点第305号から149° - 00' 444mの点 ウ 基点第305号から137° - 00' 1,480mの点 エ 基点第305号から155° - 00' 1,602mの点			"	"	"	東牟婁郡串本町 田原	"	
和定第12号	東牟婁郡太地町 地先	"	"	11月1日から翌年6月30日まで	次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から344° - 34' 500mの点 イ 基点第320号から68° - 34' 1,200mの点 ウ 基点第320号から40° - 34' 1,400mの点			"	"	"	東牟婁郡太地町	"	
和定第13号	東牟婁郡太地町 地先	"	雑魚定置 漁業	5月1日から12月31日まで	次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第321号 東牟婁郡太地町燈明崎北端岩壁ムシロ岩頂上に設置した標識 ア 基点第321号から308° - 34' 360mの点 イ 基点第321号から8° - 34' 420mの点			"	"	"	東牟婁郡太地町	"	
和定第14号	東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	"	ぶり定置 漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 東牟婁郡那智勝浦町宇久井上野山見崎に設置した標識 ア 基点第353号から158° - 11' 550mの点 イ 基点第353号から140° - 37' 2,180mの点 ウ 基点第353号から98° - 22' 1,960mの点 エ 基点第353号から48° - 35' 1,030mの点			"	"	東牟婁郡那智勝浦町 宇久井	"		

特定区画漁業漁場計画 (のり養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	城	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第 1 号	和歌山市和歌浦 片男波地先	第 1 種 区画漁業	のり養殖 業	9 月 1 日か ら翌年 4 月 30 日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第 29 号 和歌山市和歌浦片男波防波堤南側から 10 番目昇降階段北西 端に設置した標識 ア 基点第 29 号から 239° - 29' 35.0 m の点 イ 基点第 29 号から 191° - 30' 53.5 m の点 ウ 基点第 29 号から 198° - 55' 61.0 m の点 エ 基点第 29 号から 239° - 29' 45.0 m の点			なし	平成 20 年 9 月 1 日	告示の日 から 30 日間	和歌山市和歌浦	平成 20 年 9 月 1 日から 平成 25 年 8 月 31 日まで		
和特区 第 2 号	和歌山市和歌浦 片男波地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第 38 号 和歌山市和歌浦片男波防波堤南端に設置した標識 ア 基点第 38 号から 202° - 50' 20 m の点 イ 基点第 38 号から 225° - 00' 60 m の点 ウ 基点第 38 号から 329° - 19' 81.0 m の点 エ 基点第 38 号から 333° - 45' 81.0 m の点			"	"	"	"	"		
和特区 第 3 号	和歌山市毛見 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第 40 号 和歌山市毛見、布引界に設置した標識 ア 基点第 40 号から 257° - 54' 130 m の点 イ 基点第 40 号から 294° - 29' 159 m の点 ウ 基点第 40 号から 289° - 14' 385 m の点 エ 基点第 40 号から 257° - 54' 328 m の点			"	"	"	"	"		
和特区 第 4 号	和歌山市和歌浦 及び布引地先	"	"	"	次のイ、ウ、エ及びアの各点を結ぶ線、エとオを結ぶ線、基点第 31 号と基 点第 32 号を結ぶ線、基点第 33 号とカを結ぶ線、キと基点第 36 号を結ぶ 線、クと基点第 37 号を結ぶ線、ケとコを結ぶ線及びサとアを結ぶ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 38 号 和歌山市和歌浦片男波防波堤南端に設置した標識 基点第 31 号 和歌山市和歌浦三断橋南西詰に設置した標識 基点第 32 号 和歌山市和歌浦三断橋南東詰に設置した標識 基点第 33 号 和歌山市和歌浦御海閣北東端に設置した標識 基点第 36 号 和歌山市和歌浦支流和田川右岸西角に設置した標識 基点第 37 号 和歌山市和歌浦支流中津川左岸北角に設置した標識 基点第 39 号 和歌山市布引亀ノ川川口右岸西角に設置した標識 ア 和歌山市布引新川橋下流端南詰 イ 基点第 39 号から 174° - 20' の方位線と対岸との交点 ウ 基点第 39 号から 基点第 38 号の見通し線 77.8 m の点 エ 和歌山市和歌浦不老橋下流端南詰 オ 和歌山市和歌浦不老橋下流端北詰 カ 基点第 33 号から 353° - 14' の方位線と対岸との交点 キ 基点第 36 号から 291° - 54' の方位線と対岸との交点 ク 基点第 37 号から 336° - 24' の方位線と対岸との交点 ケ 和歌山市布引布引橋下流端北詰 コ 和歌山市布引布引橋下流端南詰 サ 和歌山市布引新川橋下流端北詰			"	"	"	"	和歌山市 和歌浦 三葛 布引	"	

特定区画漁業漁場計画 (のり養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第5号	和歌山市布引地 先	第1種 区画漁業	のり養殖 業	9月1日から翌年4月 30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第39号 和歌山市布引地ノ川河口右岸西角に設置した標識 基点第40号 和歌山市毛見、布引界に設置した標識 ア 基点第40号から209° - 80' 52mの点 イ 基点第39号から215° - 70' 70mの点 ウ 基点第39号から226° - 70' 187mの点 エ 基点第40号から226° - 30' 70mの点	和歌山市布引 和歌山市毛見	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市布引 和歌山市毛見	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第6号	和歌山市毛見地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮海岸線とによって囲まれた区域 基点第40号 和歌山市毛見、布引界に設置した標識 基点第42号 和歌山市毛見御前岩南端に設置した標識 基点第41号 和歌山市毛見名草浜に設置した標識 ア 基点第40号から181° - 35' 510mの点 イ 基点第40号から190° - 02' 290mの点 ウ 基点第40号から194° - 24' 304mの点 エ 基点第40号から257° - 54' 130mの点 オ 基点第40号から257° - 54' 220mの点 カ 基点第40号から207° - 54' 350mの点 キ 基点第40号から228° - 03' 510mの点 ク 基点第41号から228° - 00' 510mの点 ケ 基点第41号から172° - 00' 280mの点	和歌山市毛見 和歌山市毛見御前岩南端 和歌山市毛見名草浜	"	"	"	和歌山市毛見	"	"	
和特区 第8号	有田市宮崎町地 先	"	のり養殖 業(あお のり)	10月1日 から翌年5 月31日ま で	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によっ て囲まれた区域 基点第85号 有田市港町内川導流堤突端に設置した標識 ア 基点第85号から 97° - 16' 414mの点 イ 基点第85号から 94° - 42' 563mの点 ウ 基点第85号から 93° - 41' 886mの点 エ 基点第85号から 94° - 20' 1, 217mの点 オ 基点第85号から 101° - 15' 1, 224mの点 カ 基点第85号から 103° - 18' 896mの点 キ 基点第85号から 109° - 03' 594mの点 ク 基点第85号から 115° - 25' 464mの点	有田市宮崎町 (港井を除く) 港町 箕島 古江見 野 辻堂 山田原	"	"	"	有田市 宮崎町 (港井を除く) 港町 箕島 古江見 野 辻堂 山田原	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第102 号	和歌山市加太地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年6月1 5日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 和歌山市加太、加太漁港中央防波堤赤燈台基線に設置した標識 基点第9号から 3° - 45' 54.8mの点 ア 基点第9号から 12° - 55' 58.5mの点 イ 基点第9号から 6° - 15' 77.0mの点 ウ 基点第9号から 35.8° - 55' 79.2mの点 エ	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市 加太 深山 大川	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第104 号	和歌山市雑賀崎地 先	"	"	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 和歌山市雑賀崎番所の鼻に設置した標識 基点第367号から 24.4° - 00' 26.0mの点 ア 基点第367号から 22.5° - 50' 25.5mの点 イ 基点第367号から 22.7° - 40' 39.0mの点 ウ 基点第367号から 23.9° - 10' 39.5mの点 エ	"	"	和歌山市雑賀崎	"	"	
和特区 第106 号	和歌山市和歌浦地 先	"	"	"	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 和歌山市和歌浦神の蓬来岩中央部に設置した標識 基点第25号から 23.9° - 25' 23.2mの点 ア 基点第25号から 22.6° - 20' 24.2mの点 イ 基点第25号から 23.1° - 15' 33.3mの点 ウ 基点第25号から 24.0° - 40' 32.6mの点 エ	"	"	和歌山市和歌浦	"	"	
和特区 第107 号	海南市冷水地先	"	"	"	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 基点第49号から 9.2° - 30' 6.2mの点 ア 基点第49号から 7.1° - 15' 31.2mの点 イ 基点第49号から 5.7° - 55' 31.4mの点 ウ 基点第49号から 2.8° - 30' 7.1mの点 エ	"	"	海南市 (海南市下津町 を除く)	"	"	
和特区 第108 号	海南市冷水地先	"	"	"	漁場の区	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 基点第49号から 19.8° - 40' 7.4mの点 ア 基点第49号から 29.3° - 30' 12.0mの点 イ 基点第49号から 25.4° - 10' 28.0mの点 ウ 基点第49号から 22.4° - 2.5' 26.2mの点 エ	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第109 号	海南市下津町塩津 地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水、下津町界に設置した標識 ア 基点第50号から257° - 25' 300mの点 イ 基点第50号から249° - 49' 544mの点 ウ 基点第50号から238° - 12' 537mの点 エ 基点第50号から235° - 44' 290mの点			なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町 塩津	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第110 号	海南市下津町丸田 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第53号から344° - 49' 232mの点 イ 基点第53号から12° - 44' 99mの点 ウ 基点第53号から320° - 19' 72mの点 エ 基点第53号から324° - 44' 222mの点			"	"	"	海南市下津町 戸坂	"	
和特区 第111 号	海南市下津町丸田 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第54号 海南市下津町丸田、クロハエ突端に設置した標識 ア 基点第54号から336° - 45' 167mの点 イ 基点第54号から326° - 20' 69mの点 ウ 基点第54号から268° - 40' 227mの点 エ 基点第54号から289° - 00' 274mの点			"	"	"	"	"	
和特区 第112 号	海南市下津町丸田 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第56号 海南市下津町丸田、通称鶯の巣西側に設置した標識 ア 基点第56号から281° - 45' 254mの点 イ 基点第56号から46° - 45' 70mの点 ウ 基点第56号から19° - 00' 158mの点 エ 基点第56号から301° - 00' 292mの点			"	"	"	"	"	
和特区 第113 号	海南市下津町丸田 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第58号 海南市下津町丸田、通称ぼちかけの磯中央部に設置した標識 ア 基点第58号から21° - 30' 57mの点 イ 基点第58号から81° - 00' 170mの点 ウ 基点第58号から55° - 39' 222mの点 エ 基点第58号から12° - 45' 154mの点			"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和時区 第114号	海南市下津町大崎 地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第60号 海南市下津町大崎、通称亀岩中央部に設置した標識 ア 基点第60号から281°-39' 158mの点 イ 基点第60号から74°-34' 100mの点 ウ 基点第60号から37°-34' 160mの点 エ 基点第60号から310°-29' 203mの点	海南市下津町大崎、通称亀岩中央部に設置した標識	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町 大崎 方	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和時区 第116号	海南市下津町大崎 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア 基点第65号から170°-59' 201mの点 イ 基点第65号から227°-59' 42mの点 ウ 基点第65号から239°-59' 90mの点 エ 基点第65号から188°-29' 189mの点 オ 基点第65号から211°-59' 480mの点 カ 基点第65号から206°-29' 490mの点	海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識	"	"	"	"	"	
和時区 第117号	海南市下津町大崎 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号 海南市下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識 ア 基点第61号から282°-19' 186mの点 イ 基点第61号から27°-19' 33mの点 ウ 基点第61号から16°-29' 66mの点 エ 基点第61号から292°-44' 195mの点	海南市下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識	"	"	"	"	"	
和時区 第118号	海南市下津町大崎 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第63号 海南市下津町大崎、通称オササ磯に設置した標識 ア 基点第63号から270°-20' 159mの点 イ 基点第63号から58°-00' 154mの点 ウ 基点第63号から39°-40' 182mの点 エ 基点第63号から288°-50' 185mの点	海南市下津町大崎、通称オササ磯に設置した標識	"	"	"	"	"	
和時区 第121号	海南市下津町大崎 地先	"	"	10月1 日から翌 年6月1 5日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号 海南市下津町方、通称馬瀬に設置した標識 ア 基点第68号から18°-08' 217mの点 イ 基点第68号から20°-48' 199mの点 ウ 基点第68号から347°-41' 172mの点 エ 基点第68号から347°-54' 192mの点	海南市下津町方、通称馬瀬に設置した標識	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第122 号	海南市下津町大崎 地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年6月1 5日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号 海南市下津町方、通称馬頼に設置した標識 ア 基点第68号から 27° - 30' 168mの点 イ 基点第68号から 31° - 53' 153mの点 ウ 基点第68号から 34.6° - 13' 113mの点 エ 基点第68号から 34.6° - 45' 133mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 上100mの地点に設置した標識 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 上600mの地点に設置した標識 ア 基点第84号から 27.8° - 30' 50mの点 イ 基点第84号から 27.8° - 30' 100mの点 ウ 基点第83号から 27.8° - 30' 150mの点 エ 基点第83号から 27.8° - 30' 50mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町 大崎 方	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第125 号	有田市港町地先	"	"	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 上100mの地点に設置した標識 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線 上600mの地点に設置した標識 ア 基点第84号から 27.8° - 30' 50mの点 イ 基点第84号から 27.8° - 30' 100mの点 ウ 基点第83号から 27.8° - 30' 150mの点 エ 基点第83号から 27.8° - 30' 50mの点	"	"	"	有田市宮崎町 (逢井を除く) 逢井 箕島	"		
和特区 第126 号	有田市宮崎町逢井 地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第98号 有田市宮崎町逢井満蔵岩中央部に設置した標識 ア 基点第98号から 64° - 20' 114mの点 イ 基点第98号から 89° - 14' 116mの点 ウ 基点第98号から 78° - 49' 314mの点 エ 基点第98号から 69° - 37' 313mの点	"	"	"	有田市宮崎町 逢井	"		
和特区 第127 号	有田市千田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から 23.2° - 00' 208mの点 イ 基点第102号から 25.8° - 40' 180mの点 ウ 基点第102号から 26.0° - 30' 280mの点 エ 基点第102号から 24.2° - 00' 298mの点	"	"	"	有田市千田	"		
和特区 第128 号	有田郡湯浅町大字 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主箸突端に設置した標識 ア 基点第105号から 16.3° - 18' 50mの点 イ 基点第105号から 24.0° - 03' 205mの点 ウ 基点第105号から 22.4° - 38' 228mの点 エ 基点第105号から 16.3° - 18' 110mの点	"	"	"	有田郡湯浅町 大字田	"		

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第129 号	有田郡湯浅町大字 田地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤磐に設置した標識 ア 基点第106号から 91° -10' 167mの点 イ 基点第106号から 257° -40' 150mの点 ウ 基点第106号から 230° -02' 183mの点 エ 基点第106号から 117° -20' 196mの点	有田郡湯浅町大字田、通称赤磐に設置した標識	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町 大字田	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第130 号	有田郡湯浅町大字 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から 335° -30' 367mの点 イ 基点第108号から 335° -30' 276mの点 ウ 基点第108号から 2° -10' 218mの点 エ 基点第108号から 5° -07' 281mの点 オ 基点第108号から 346° -00' 320mの点 カ 基点第108号から 344° -30' 372mの点	有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識	"	"	"	"	"	
和特区 第131 号	有田郡湯浅町大字 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から 206° -25' 180mの点 イ 基点第108号から 291° -10' 22mの点 ウ 基点第108号から 291° -10' 84mの点 エ 基点第108号から 224° -35' 192mの点	有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識	"	"	"	"	"	
和特区 第132 号	有田郡湯浅町大字 栖原地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒磐に設置した標識 ア 基点第110号から 203° -23' 170mの点 イ 基点第110号から 224° -18' 162mの点 ウ 基点第110号から 224° -18' 350mの点 エ 基点第110号から 232° -03' 555mの点 オ 基点第110号から 226° -06' 572mの点 カ 基点第110号から 214° -43' 370mの点	有田郡湯浅町大字栖原、通称黒磐に設置した標識	"	"	"	有田郡湯浅町 大字栖原	"	
和特区 第133 号	有田郡湯浅町大字 栖原地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア 基点第112号から 214° -27' 94mの点 イ 基点第112号から 274° -33' 70mの点 ウ 基点第112号から 263° -53' 270mの点 エ 基点第112号から 245° -28' 275mの点	有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	城	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第134 号	有田郡湯浅町毛無 島地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第113号 有田郡湯浅町毛無島に設置した標識 ア 基点第113号から320° - 53' 100mの点 イ 基点第113号から 56° - 28' 108mの点 ウ 基点第113号から148° - 03' 135mの点 エ 基点第113号から219° - 23' 125mの点 オ 基点第113号から204° - 33' 217mの点 カ 基点第113号から144° - 03' 277mの点 キ 基点第113号から 53° - 13' 248mの点 ク 基点第113号から343° - 33' 184mの点			なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡湯浅町 大字榎原	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第135 号	有田郡湯浅町苅藻 島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第115号 有田郡湯浅町苅藻島通称よこかかも北東端に設置した標識 ア 基点第115号から 46° - 03' 65mの点 イ 基点第115号から144° - 03' 242mの点 ウ 基点第115号から124° - 03' 285mの点 エ 基点第115号から 59° - 26' 163mの点			"	"	"	"	"		
和特区 第136 号	有田郡湯浅町苅藻 島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第116号 有田郡湯浅町苅藻島通称たてかかも東端に設置した標識 基点第117号 有田郡湯浅町苅藻島通称たてかかも南西端に設置した標識 ア 基点第116号から108° - 13' 106mの点 イ 基点第117号から106° - 39' 280mの点 ウ 基点第117号から244° - 33' 70mの点 エ 基点第117号から212° - 08' 151mの点 オ 基点第117号から122° - 37' 337mの点 カ 基点第116号から132° - 16' 186mの点			"	"	"	"	"	"	
和特区 第139 号	有田郡広川町大字 山本地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第119号 有田郡広川町大字山本小浦船揚場護岸切れ目角(船揚小 屋)に設置した標識 ア 基点第119号から264° - 05' 152mの点 イ 基点第119号から302° - 20' 270mの点 ウ 基点第119号から291° - 40' 315mの点 エ 基点第119号から257° - 30' 221mの点			"	"	"	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種別	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第140 号	有田郡広川町大字 唐尾地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第126号 有田郡広川町鈴子防潮堤南西端に設置した標識 ア 基点第126号から242° - 55' 181mの点 イ 基点第126号から352° - 25' 146mの点 ウ 基点第126号から327° - 27' 250mの点 エ 基点第126号から269° - 45' 280mの点	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第141 号	有田郡広川町大字 唐尾地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第125号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤突端に設置した標識 ア 基点第125号から353° - 00' 660mの点 イ 基点第125号から331° - 45' 1, 050mの点 ウ 基点第125号から336° - 15' 1, 100mの点 エ 基点第125号から358° - 00' 740mの点	"	"	"	"	"	"	"	
和特区 第143 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 日高郡由良町大字衣奈通称三ツ石に設置した標識 ア 基点第135号から339° - 30' 363mの点 イ 基点第135号から3° - 25' 452mの点 ウ 基点第135号から63° - 00' 285mの点 エ 基点第135号から80° - 40' 105mの点	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	"	"	"	"	
和特区 第144 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈通称カブト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から55° - 40' 1, 680mの点 イ 基点第139号から64° - 30' 1, 655mの点 ウ 基点第139号から63° - 25' 660mの点 エ 基点第139号から42° - 50' 710mの点	"	"	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(わかめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第145 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311° - 10' 70mの点 イ 基点第137号から290° - 30' 100mの点 ウ 基点第137号から330° - 20' 325mの点 エ 基点第137号から339° - 30' 315mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第147 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第148 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° - 50' 750mの点 イ 基点第137号から318° - 30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° - 55' 595mの点 エ 基点第137号から311° - 04' 750mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第155 号	日高郡由良町大字 大引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立蔵蛙石に設置した標識 ア 基点第153号から8° - 30' 180mの点 イ 基点第153号から51° - 45' 265mの点 ウ 基点第153号から72° - 00' 210mの点 エ 基点第153号から11° - 30' 83mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立蔵蛙石に設置した標識 ア 基点第153号から8° - 30' 180mの点 イ 基点第153号から51° - 45' 265mの点 ウ 基点第153号から72° - 00' 210mの点 エ 基点第153号から11° - 30' 83mの点	"	"	"	日高郡由良町 大字大引	"	
和特区 第156 号	日高郡由良町大字 大引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉岩頂部に設置した標識 ア 基点第154号から62° - 40' 410mの点 イ 基点第154号から83° - 00' 530mの点 ウ 基点第154号から95° - 45' 448mの点 エ 基点第154号から75° - 15' 293mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉岩頂部に設置した標識 ア 基点第154号から62° - 40' 410mの点 イ 基点第154号から83° - 00' 530mの点 ウ 基点第154号から95° - 45' 448mの点 エ 基点第154号から75° - 15' 293mの点	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (わかめ養殖)

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場	区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存 続 期 間	備 考
和特区 第157 号	日高郡由良町大字 大引地先	第1種 区画漁業	わかめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大字大引、大礮頂点に設置した標識 ア 基点第155号から123° - 35' 60.5mの点 イ 基点第155号から147° - 07' 83.0mの点 ウ 基点第155号から157° - 00' 73.0mの点 エ 基点第155号から132° - 10' 40.6mの点	日高郡由良町 大字大引	な し	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町 大字大引	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第163 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、衣奈漁港黒岩防波堤屈曲部に設置 した標識 ア 基点第137号から311° - 10' 70mの点 イ 基点第137号から341° - 00' 450mの点 ウ 基点第137号から 2° - 40' 450mの点 エ 基点第137号から 48° - 00' 135mの点	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	
和特区 第164 号	日高郡由良町大字 小引地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第149号 日高郡由良町大字小引通称タコ崎突端に設置した標識 ア 基点第149号から274° - 30' 240mの点 イ 基点第149号から274° - 30' 520mの点 ウ 基点第149号から312° - 50' 720mの点 エ 基点第149号から331° - 25' 544mの点	日高郡由良町 大字小引 大字戸津井	"	"	"	日高郡由良町 大字小引 大字戸津井	"	

特定区画漁業漁場計画 (ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第201 号	田辺市磯間地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から124° - 35' 225mの点 イ 基点第202号から143° - 00' 305mの点 ウ 基点第202号から152° - 10' 275mの点 エ 基点第202号から132° - 50' 185mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 湊 磯間	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第202 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から191° - 30' 1, 490mの点 イ 基点第202号から186° - 50' 1, 700mの点 ウ 基点第202号から188° - 20' 1, 720mの点 エ 基点第202号から193° - 20' 1, 520mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第204 号	田辺市磯間地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から322° - 40' 125mの点 イ 基点第202号から299° - 20' 110mの点 ウ 基点第202号から297° - 50' 230mの点 エ 基点第202号から309° - 30' 240mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第205 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から192° - 00' 1, 420mの点 イ 基点第202号から193° - 20' 1, 520mの点 ウ 基点第202号から201° - 05' 1, 450mの点 エ 基点第202号から199° - 20' 1, 350mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第206 号	東牟婁郡串本町和 深地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第373号 東牟婁郡串本町和深宇雨島の水準点 (13.10) から南 120mに設置した標識 ア 基点第373号から261° - 45' 107mの点 イ 基点第373号から275° - 04' 148mの点 ウ 基点第373号から256° - 38' 192mの点 エ 基点第373号から243° - 28' 163mの点	"	"	"	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 國野川 和深 田並 有田 潮岬 出雲	"	

特定区画漁業漁場計画 (ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	城	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第207 号	東牟婁郡串本町和 深地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第374号 ア 基点第374号から161° - 45' 103mの点 イ 基点第374号から201° - 47' 100mの点 ウ 基点第374号から196° - 00' 149mの点 エ 基点第374号から169° - 02' 151mの点	東牟婁郡串本町和深、舟波漁港南側防波堤突端に設置した標識	東牟婁郡串本町	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 國野川 和深 田並 有田 潮岬 出雲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第208 号	東牟婁郡串本町和 深地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第375号 ア 基点第375号から219° - 21' 74mの点 イ 基点第375号から245° - 35' 104mの点 ウ 基点第375号から219° - 23' 204mの点 エ 基点第375号から205° - 23' 191mの点	東牟婁郡串本町和深、熊野交通「安指」バス停前の岩に設置した標識	"	"	"	"	"	"	
和特区 第209 号	東牟婁郡串本町田 子地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第376号 ア 基点第376号から189° - 21' 100mの点 イ 基点第376号から205° - 08' 109mの点 ウ 基点第376号から192° - 33' 224mの点 エ 基点第376号から184° - 52' 220mの点	東牟婁郡串本町田子、田子漁港突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"	
和特区 第210 号	東牟婁郡串本町江 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 ア 基点第377号から224° - 29' 494mの点 イ 基点第377号から232° - 33' 481mの点 ウ 基点第377号から233° - 12' 531mの点 エ 基点第377号から225° - 51' 543mの点	東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"	
和特区 第211 号	東牟婁郡串本町江 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 ア 基点第377号から220° - 30' 267mの点 イ 基点第377号から279° - 35' 123mの点 ウ 基点第377号から280° - 05' 143mの点 エ 基点第377号から224° - 10' 277mの点	東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識	"	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第212 号	東牟婁郡串本町江 田地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 基点第377号 ア 基点第377号から 86° - 07' 47mの点 イ 基点第377号から 199° - 59' 5mの点 ウ 基点第377号から 188° - 46' 125mの点 エ 基点第377号から 149° - 17' 133mの点		なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 園野川 和深 田並 有田 瀬岬 出雲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第213 号	東牟婁郡串本町有 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第378号 東牟婁郡串本町有田、有田漁港東護岸突端に設置した標識 基点第378号 ア 基点第378号から 299° - 06' 85mの点 イ 基点第378号から 302° - 28' 134mの点 ウ 基点第378号から 263° - 19' 189mの点 エ 基点第378号から 250° - 24' 157mの点		"	"	"	"	"	
和特区 第214 号	田辺市目良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 基点第196号 ア 基点第196号から 314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から 31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から 3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から 330° - 33' 170mの点		"	"	"	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	
和特区 第215 号	田辺市目良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島南端突端に設置した標識 基点第197号 ア 基点第197号から 116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から 173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から 155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から 125° - 33' 274mの点		"	"	"	"	"	
和特区 第216 号	田辺市江川地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺(江川) 漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 基点第379号 ア 基点第379号から 245° - 42' 544mの点 イ 基点第379号から 251° - 02' 565mの点 ウ 基点第379号から 262° - 19' 406mの点 エ 基点第379号から 255° - 46' 377mの点		"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	城	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第217 号	田辺市江川地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺 (江川) 漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 79° - 09' 500mの点 イ 基点第379号から 78° - 07' 319mの点 ウ 基点第379号から 68° - 57' 326mの点 エ 基点第379号から 73° - 30' 505mの点			なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 芳泰町 自良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第218 号	田辺市戎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺 (江川) 漁港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から 96° - 42' 1, 286mの点 イ 基点第379号から 97° - 50' 1, 240mの点 ウ 基点第379号から 92° - 31' 1, 185mの点 エ 基点第379号から 91° - 37' 1, 233mの点			"	"	"	"	"	"
和特区 第219 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦海ノ木磯岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から 41° - 18' 761mの点 イ 基点第207号から 40° - 56' 791mの点 ウ 基点第207号から 44° - 31' 801mの点 エ 基点第207号から 45° - 02' 771mの点			"	"	"	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	"	"
和特区 第220 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から333° - 45' 237mの点 イ 基点第213号から327° - 00' 215mの点 ウ 基点第213号から320° - 51' 258mの点 エ 基点第213号から326° - 51' 277mの点			"	"	"	"	"	"
和特区 第221 号	東牟婁郡串本町橋 杭地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大水崎埋立地磯岸北東端に設置した標識 ア 基点第274号から 58° - 14' 294mの点 イ 基点第274号から 67° - 47' 301mの点 ウ 基点第274号から 80° - 09' 158mの点 エ 基点第274号から 61° - 54' 144mの点			"	"	"	東牟婁郡串本町 鬮野川	"	"

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の位置	漁場	区域	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第222 号	東牟婁郡串本町須 江地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305° - 46' 40mの点 イ 基点第288号から345° - 45' 82mの点 ウ 基点第288号から18° - 43' 7.5mの点 エ 基点第288号から29° - 18' 2.0mの点	東牟婁郡串本町須江	東牟婁郡串本町 古座 中湊 上野山	平成20年 9月1日	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 須江	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第223 号	東牟婁郡串本町古 座地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴気漁港基点に設置した標識 ア 基点第380号から157° - 42' 257mの点 イ 基点第380号から162° - 06' 279mの点 ウ 基点第380号から172° - 49' 243mの点 エ 基点第380号から168° - 47' 220mの点	東牟婁郡串本町古座	東牟婁郡串本町 古座 中湊 上野山	"	"	"	"	東牟婁郡串本町 古座 中湊 上野山	"	
和特区 第224 号	日高郡由良町大字 衣奈地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈通称トビ崎に設置した標識 ア 基点第134号から0° - 00' 440mの点 イ 基点第134号から27° - 55' 285mの点 ウ 基点第134号から274° - 58' 205mの点 エ 基点第134号から301° - 15' 392mの点	日高郡由良町大字衣奈通称トビ崎	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	"	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"	
和特区 第225 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町内ノ浦南海マリーナ護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° - 10' 205mの点 イ 基点第206号から115° - 45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° - 30' 195mの点 エ 基点第206号から145° - 40' 160mの点	田辺市新庄町内ノ浦南海マリーナ護岸南端	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	"	"	"	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	
和特区 第226 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部に設置した標識 ア 基点第202号から118° - 00' 1, 470mの点 イ 基点第202号から117° - 00' 1, 500mの点 ウ 基点第202号から119° - 10' 1, 520mの点 エ 基点第202号から119° - 60' 1, 520mの点	田辺市磯間、湊浦漁港西防波堤燈台基部	田辺市 新庄町 たきない町 神高台	"	"	"	"	田辺市 新庄町 たきない町 神高台	"	

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第227号	田辺市新庄町地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から110° - 65' 285mの点 イ 基点第207号から103° - 10' 321mの点 ウ 基点第207号から106° - 65' 344mの点 エ 基点第207号から113° - 90' 308mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から110° - 65' 285mの点 イ 基点第207号から103° - 10' 321mの点 ウ 基点第207号から106° - 65' 344mの点 エ 基点第207号から113° - 90' 308mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第228号	西牟婁郡白浜町堅 田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の真基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346° - 15' 710mの点 イ 基点第219号から32° - 50' 300mの点 ウ 基点第219号から32° - 50' 110mの点 エ 基点第219号から327° - 35' 650mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の真基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346° - 15' 710mの点 イ 基点第219号から32° - 50' 300mの点 ウ 基点第219号から32° - 50' 110mの点 エ 基点第219号から327° - 35' 650mの点	この区域内に 450mを超え てロープを設 置してはなら ない	"	"	西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を 除く)	"	
和特区 第229号	西牟婁郡白浜町古 賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130° - 10' 530mの点 イ 基点第229号から129° - 10' 700mの点 ウ 基点第229号から149° - 10' 660mの点 エ 基点第229号から160° - 05' 650mの点 オ 基点第229号から160° - 05' 570mの点	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130° - 10' 530mの点 イ 基点第229号から129° - 10' 700mの点 ウ 基点第229号から149° - 10' 660mの点 エ 基点第229号から160° - 05' 650mの点 オ 基点第229号から160° - 05' 570mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第230号	西牟婁郡白浜町古 賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24° - 30' 315mの点 イ 基点第225号から74° - 00' 210mの点 ウ 基点第225号から171° - 40' 230mの点 エ 基点第225号から74° - 00' 150mの点 オ 基点第225号から14° - 15' 275mの点	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24° - 30' 315mの点 イ 基点第225号から74° - 00' 210mの点 ウ 基点第225号から171° - 40' 230mの点 エ 基点第225号から74° - 00' 150mの点 オ 基点第225号から14° - 15' 275mの点	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考	
和特区 第231 号	東牟婁郡串本町串 本地先	第1種 区画漁業	ひろめ養 殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びびエの各点を順次に結 んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーンソーンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点 の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーンソーンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320'-30'の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線と の交点	この区域内に 576mを超え てロープを設 置してはなら ない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 二色、園野川 串本、高富、田並 和深、田並、潮師 有田、潮師、大島 出雲、樫野、大島 須江、西向、神ノ川 姫、姫川、古座 伊串、古座、上野山 中浜、田原、津 津荷、津原	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第232 号	東牟婁郡串本町大 水崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲 まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤燈台基部に設 置した標識 ア 基点第273号から 21° - 57' 75mの点 イ 基点第273号から 103° - 10' 570mの点 ウ 基点第273号から 82° - 49' 695mの点 エ 基点第273号から 31° - 28' 437mの点	この区域内に 200mを超え てロープを設 置してはなら ない	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (真珠母貝垂下式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	漁場の境	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第301 号	東牟婁郡串本町串 本地先	第1種 区画漁業	真珠母貝 垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場の区 の 境	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第264号から265° - 32' 16.3mの点 イ 基点第264号から320° - 26' 16.2mの点 ウ 基点第264号から313° - 12' 21.7mの点 エ 基点第264号から272° - 53' 21.8mの点	な し	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 串本 二色 高富 關野川 和深 田並 有田 潮脚 出雲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	

特定区画漁業漁場計画 (ひおうぎ垂下式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第401 号	日高郡みなべ町地先	第1種 区画漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町深瀬港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から225° - 53' 94mの点 イ 基点第295号から210° - 45' 48mの点 ウ 基点第295号から159° - 14' 278mの点 エ 基点第295号から168° - 08' 290mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡みなべ町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第402 号	東牟婁郡那智勝浦 町湯川地先	"	"	"	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河桃ノ木洞の鼻突端に設置した 標識 ア 基点第338号から 59° - 33' 117mの点 イ 基点第338号から 84° - 26' 145mの点 ウ 基点第338号から 166° - 20' 72mの点 エ 基点第338号から 185° - 20' 50mの点	"	"	"	東牟婁郡那智勝 浦町 大字浜の宮 大字天満 大字湯川 大字二河 大字橋の川 大字市野々 大字井関 大字川関	"	
和特区 第403 号	東牟婁郡那智勝浦 町大字浜の宮地先	"	"	"	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ河右岸川口堤防に設置した標識 ア 基点第350号から 229° - 05' 1, 235mの点 イ 基点第350号から 227° - 20' 1, 310mの点 ウ 基点第350号から 233° - 25' 1, 385mの点 エ 基点第350号から 235° - 20' 1, 315mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第404 号	東牟婁郡那智勝浦 町大字蒲神地先	"	"	"	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字蒲神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から 337° - 50' 350mの点 イ 基点第311号から 331° - 35' 490mの点 ウ 基点第311号から 319° - 50' 490mの点 エ 基点第311号から 321° - 15' 345mの点	"	"	"	東牟婁郡那智勝 浦町 大字蒲神 大字下里 大字粉白 大字八尺鏡野	"	
和特区 第405 号	田辺市目良地先	"	"	"	漁場	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突端に設置した標識 ア 基点第197号から 116° - 53' 97mの点 イ 基点第197号から 123° - 41' 87mの点 ウ 基点第197号から 131° - 42' 105mの点 エ 基点第197号から 125° - 14' 114mの点	"	"	"	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	

特定区画漁業漁場計画 (ひおうぎ垂下式養殖)

番 号	漁場の位置	漁場種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 場 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請時期	地元地区	存 続 期 間	備 考
和特区 第406 号	田辺市新庄地先	第1種 区画漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦に梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から170° - 03' 173mの点 イ 基点第207号から174° - 09' 200mの点 ウ 基点第207号から191° - 34' 178mの点 エ 基点第207号から189° - 48' 148mの点	な し	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第407 号	日高郡日高町大字 柏地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字柏、柏漁港防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から 47° - 10' 50.8mの点 イ 基点第168号から 48° - 05' 53.0mの点 ウ 基点第168号から 49° - 50' 52.6mの点 エ 基点第168号から 48° - 60' 50.6mの点	"	"	"	日高郡日高町	"	
和特区 第408 号	東牟婁郡太地町森 浦	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第327号 東牟婁郡太地町森浦サブ島北西端に設置した標識 ア 基点第327号から233° - 09' 51mの点 イ 基点第327号から253° - 09' 66mの点 ウ 基点第327号から235° - 19' 100mの点 エ 基点第327号から221° - 19' 92mの点	"	"	"	東牟婁郡太地町	"	

特定区画漁業漁場計画(かき垂下式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第601 号	田辺市新庄町地先	第1種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から141°-33' 108mの点 イ 基点第207号から170°-03' 173mの点 ウ 基点第207号から189°-48' 148mの点 エ 基点第207号から168°-33' 61mの点	なし	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第602 号	田辺市新庄町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から194°-03' 70mの点 イ 基点第207号から202°-23' 109mの点 ウ 基点第207号から218°-43' 105mの点 エ 基点第207号から218°-43' 63mの点	"	"	"	"	"	
和特区 第603 号	日高郡由良町 神谷地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町神谷崎高頂点に設置した標識 ア 基点第161号から59°-14' 265mの点 イ 基点第161号から58°-47' 415mの点 ウ 基点第161号から68°-07' 422mの点 エ 基点第161号から73°-43' 275mの点	"	"	"	日高郡由良町 神谷	"	
和特区 第605 号	東牟婁郡那智勝浦 町神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩尾崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から159°-38' 210mの点 イ 基点第314号から159°-38' 220mの点 ウ 基点第314号から142°-15' 234mの点 エ 基点第314号から141°-40' 224mの点	"	"	"	東牟婁郡那智勝 浦町 大字浦神 大字下里 大字粉白 大字八尺鏡野	"	
和特区 第606 号	田辺市目良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島船南端突端に設置した標識 ア 基点第197号から125°-14' 114mの点 イ 基点第197号から131°-43' 105mの点 ウ 基点第197号から137°-12' 125mの点 エ 基点第197号から131°-08' 133mの点	"	"	"	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋 上の山 古尾 江川 上屋敷町 片町	"	

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第702 号	有田郡広川町鷹 島地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第297号から114° - 05' 16.4mの点 イ 基点第297号から 57° - 10' 28mの点 ウ 基点第297号から 40° - 40' 100mの点 エ 基点第297号から 61° - 10' 202mの点 オ 基点第297号から 75° - 50' 243mの点	有田郡広川町鷹島船着場突端に設置した標識	この区域内に 4,762㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第703 号	有田郡広川町鷹 島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第297号から84° - 30' 316mの点 イ 基点第297号から66° - 10' 231mの点 ウ 基点第297号から63° - 30' 251mの点 エ 基点第297号から73° - 10' 390mの点	有田郡広川町鷹島船着場突端に設置した標識	この区域内に 1,725㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	
和特区 第704 号	日高郡由良町大 字戸津井地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第146号から297° - 37' 360mの点 イ 基点第146号から309° - 00' 255mの点 ウ 基点第146号から280° - 30' 236mの点 エ 基点第146号から281° - 40' 348mの点	日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤基部に設 置した標識	この区域内に 2,644㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	日高郡由良町 大字小引 大字戸津井	"	
和特区 第705 号	日高郡由良町大 字神谷地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第160号から 99° - 25' 765mの点 イ 基点第160号から104° - 30' 780mの点 ウ 基点第160号から115° - 00' 505mの点 エ 基点第160号から107° - 40' 475mの点	日高郡由良町大字神谷、神谷漁港中防波堤新旧継目部に設 置した標識	この区域内に 2,100㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	日高郡由良町 大字神谷 大字吹井	"	
和特区 第706 号	日高郡日高町大 字阿尾地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第170号から82° - 30' 438mの点 イ 基点第170号から85° - 50' 465mの点 ウ 基点第170号から90° - 35' 425mの点 エ 基点第170号から87° - 00' 400mの点	日高郡日高町すずき突端に設置した標識	この区域内に 550㎡を超え て生簀を敷設 してはならな い	"	"	日高郡日高町	"	

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第707号	田辺市目良地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から330° - 33' 170mの点		この区域内に 2,750㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市 芳養町 目良 元町 天神崎 明洋山 上の山 古尾 江川 上屋敷 片町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第708号	田辺市目良地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島南端突端に設置した標識 ア 基点第197号から116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から125° - 33' 274mの点		この区域内に 3,562㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	"	
和特区 第709号	田辺市新庄町地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅の木北東端に設置した標識 ア 基点第207号から64° - 03' 58mの点 イ 基点第207号から79° - 48' 79mの点 ウ 基点第207号から61° - 08' 108mの点 エ 基点第207号から72° - 28' 130mの点 オ 基点第207号から136° - 18' 104mの点 カ 基点第207号から160° - 58' 54mの点		この区域内に 1,350㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	田辺市 新庄町 たきない町 神島台	"	"	
和特区 第711号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町内浪漁港東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から261° - 17' 140mの点 イ 基点第216号から255° - 28' 94mの点 ウ 基点第216号から245° - 11' 102mの点 エ 基点第216号から253° - 22' 146mの点		この区域内に 250㎡を超え て生簀を敷設 してはならな い	"	"	西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を除 く)	"	"	
和特区 第712号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町内浪漁港東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から283° - 00' 600mの点 イ 基点第216号から262° - 45' 280mの点 ウ 基点第216号から249° - 30' 350mの点 エ 基点第216号から274° - 15' 650mの点		この区域内に 9,481㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第713 号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113° - 40' 410mの点 イ 基点第231号から113° - 40' 1, 010mの点 ウ 基点第231号から129° - 45' 1, 000mの点 エ 基点第231号から129° - 45' 640mの点 オ 基点第231号から142° - 00' 660mの点 カ 基点第231号から142° - 00' 1, 050mの点 キ 基点第231号から148° - 00' 1, 100mの点 ク 基点第231号から155° - 40' 360mの点	この区域内に 54,462㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を除 く)	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第714 号	西牟婁郡白浜町 堅田地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の鼻基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346° - 15' 710mの点 イ 基点第219号から 32° - 50' 300mの点 ウ 基点第219号から 32° - 50' 110mの点 エ 基点第219号から327° - 35' 650mの点	この区域内に 24,750㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	"	
和特区 第715 号	西牟婁郡白浜町 古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町大砥島に設置した標識 ア 基点第229号から130° - 10' 530mの点 イ 基点第229号から129° - 10' 700mの点 ウ 基点第229号から149° - 10' 660mの点 エ 基点第229号から160° - 05' 650mの点 オ 基点第229号から160° - 05' 570mの点	この区域内に 6,318㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	"	
和特区 第716 号	西牟婁郡白浜町 古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から 24° - 30' 315mの点 イ 基点第225号から 74° - 00' 210mの点 ウ 基点第225号から171° - 40' 230mの点 エ 基点第225号から 74° - 00' 150mの点 オ 基点第225号から 14° - 15' 275mの点	この区域内に 11,087㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	和特区画	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
第717号	和特区画	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次の基点第226号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第225号及び基点第226号によって囲まれた区域 基点第226号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎北端に設置した標識 基点第221号 西牟婁郡白浜町堅田大蛇島にえの島の角に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 基点第222号 西牟婁郡白浜町堅田藤島ビクニンの内側に設置した標識 基点第224号 西牟婁郡白浜町古賀浦(ヴィラ古賀浦)前の護岸角に設置した標識 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大蛇島の北端に設置した標識 ア 基点第226号から基点第221号の見通し線上107mの点 イ 基点第225号から基点第222号の見通し線上107mの点 ウ 基点第224号から基点第223号の見通し線上155mの点 エ 基点第224号から基点第223号の見通し線上90mの点 オ 基点第225号から基点第222号の見通し線上60mの点	この区域内に9,575㎡を超えて生簀を敷設してはならない	平成20年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町 白浜 中富田 椿	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
第718号	和特区画	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から 63° - 30' 230mの点 イ 基点第229号から 81° - 00' 288mの点 ウ 基点第229号から 163° - 30' 250mの点 エ 基点第229号から 182° - 30' 180mの点	この区域内に9,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	
第719号	和特区画	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第228号から125° - 06' 105mの点 イ 基点第228号から141° - 45' 270mの点 ウ 基点第228号から152° - 38' 270mの点 エ 基点第228号から152° - 38' 90mの点	この区域内に2,250㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	
第720号	和特区画	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第227号 西牟婁郡白浜町春公浦迎賓閣南東護岸角に設置した標識 ア 基点第227号から72° - 09' 265mの点 イ 基点第227号から67° - 39' 340mの点 ウ 基点第227号から82° - 55' 375mの点 エ 基点第227号から89° - 21' 305mの点	この区域内に2,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区画	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第721号	西牟婁郡白浜町地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	5月1日から11月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から256° - 09' 730mの点 イ 基点第209号から208° - 05' 445mの点 ウ 基点第209号から206° - 34' 545mの点 エ 基点第209号から228° - 09' 605mの点 オ 基点第209号から222° - 15' 785mの点 カ 基点第209号から241° - 33' 940mの点	この区域内に30,250㎡を超えて生簀を敷設してはならない	平成20年9月1日	告示の日から30日間	田辺市 芳養町、目良元町、天神崎、明洋、上の山、古尾、江川、上屋敷、片町、湊、磯間、新庄町、たきない町、神島台、西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く)	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで	
和特区第722号	西牟婁郡白浜町地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から176° - 48' 880mの点 イ 基点第209号から169° - 37' 1,035mの点 ウ 基点第209号から179° - 11' 1,195mの点 エ 基点第209号から186° - 47' 1,075mの点	この区域内に12,500㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	
和特区第724号	東牟婁郡串本町串本地先	"	"	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320° - 30' の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内に36,790㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町 串本、二色、高富、國野川、和深、田並、有田、潮脚、出雲、大島、須江、櫻野、西向、神ノ川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	"	
和特区第725号	東牟婁郡串本町串本地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤燈台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町北防波堤赤燈台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118° - 21' 540mの点 イ 基点第273号から200° - 41' 75mの点 ウ 役場前埋立護岸延長線と北防波堤護岸との交点	この区域内に24,700㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第726 号	東牟婁郡串本町 大島地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から288° - 00' 85mの点 イ 基点第279号から319° - 45' 120mの点 ウ 基点第279号から296° - 20' 245mの点 エ 基点第279号から279° - 30' 230mの点	この区域内に 2,625㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 大島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
和特区 第727 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356° - 40' 130mの点 イ 基点第292号から326° - 30' 160mの点 ウ 基点第292号から241° - 00' 105mの点 エ 基点第292号から192° - 00' 50mの点	この区域内に 3,600㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	
和特区 第728 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置し た標識 ア 基点第291号から 14° - 10' 45mの点 イ 基点第291号から 3° - 10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° - 00' 116mの点 エ 基点第291号から302° - 00' 70mの点	この区域内に 1,050㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	
和特区 第729 号	東牟婁郡串本町 大島地先	"	"	"	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡串本町大島、水谷通称海軍棧橋基部に設置した標 識 ア 基点第290号から328° - 30' 280mの点 イ 基点第290号から314° - 30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° - 19' 297mの点 エ 基点第290号から223° - 30' 178mの点	この区域内に 10,250㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	"	"	
和特区 第730 号	東牟婁郡串本町 須江地先	"	"	"	漁 場 の 区 域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 東牟婁郡串本町須江本網代の突端に設置した標識 ア 基点第289号から287° - 22' 190mの点 イ 基点第289号から287° - 39' 490mの点 ウ 基点第289号から311° - 09' 420mの点 エ 基点第289号から350° - 02' 188mの点	この区域内に 12,675㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない	"	"	東牟婁郡串本町 須江	"	

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	和特区画	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区画第731号	東牟婁郡串本町須江地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第289号 東牟婁郡串本町須江本網代の築端に設置した標識 ア 基点第289号から251° - 06' 58mの点 イ 基点第289号から290° - 00' 122mの点 ウ 基点第289号から356° - 30' 133mの点 エ 基点第289号から 33° - 30' 176mの点	この区域内に2,592㎡を超えて生簀を敷設してはならない	平成20年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町須江	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで			
和特区画第732号	東牟婁郡串本町須江地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305° - 46' 40mの点 イ 基点第288号から345° - 45' 82mの点 ウ 基点第288号から 18° - 43' 75mの点 エ 基点第288号から 29° - 18' 20mの点	この区域内に576㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"			
和特区画第733号	東牟婁郡串本町鯛島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第301号 東牟婁郡串本町鯛島北端に設置した標識 ア 基点第301号から260° - 40' 272mの点 イ 基点第301号から267° - 00' 198mの点 ウ 基点第301号から288° - 58' 251mの点 エ 基点第301号から278° - 25' 314mの点	この区域内に2,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町中蔭上野山	"			
和特区画第734号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° - 00' 42mの点 イ 基点第311号から227° - 20' 150mの点 ウ 基点第311号から242° - 50' 272mの点 エ 基点第311号から249° - 50' 265mの点 オ 基点第311号から254° - 30' 465mの点 カ 基点第311号から263° - 20' 460mの点	この区域内に11,562㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神大字下里大字粉白大字八尺鏡野	"			
和特区画第735号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° - 30' 500mの点 イ 基点第311号から298° - 00' 373mの点 ウ 基点第311号から273° - 35' 648mの点 エ 基点第311号から283° - 40' 728mの点	この区域内に13,562㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	"			

特定区画漁業漁場計画(魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第736 号	東牟婁郡那智勝 浦町大字勝浦地 先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 基点第343号から57° - 00' 370mの点 ア 基点第343号から60° - 30' 367mの点 イ 基点第343号から56° - 30' 218mの点 ウ 基点第343号から51° - 05' 224mの点 エ	この区域内に 1,440㎡を超え て生簀を敷設してはならない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦 町 大字勝浦 大字北浜 大字築地 大字朝日 大字天満 (通称朝日町の 区域)	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第737 号	東牟婁郡那智勝 浦町大字勝浦地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から 8° - 10' 251mの点 イ 基点第343号から21° - 05' 217mの点 ウ 基点第343号から19° - 05' 201mの点 エ 基点第343号から 5° - 20' 236mの点	この区域内に 864㎡を超え て生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	"	
和特区 第738 号	東牟婁郡那智勝 浦町大字勝浦地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川越瀬近鉄埋立地先突端に設置した標識 ア 基点第345号から108° - 20' 115mの点 イ 基点第345号から119° - 25' 205mの点 ウ 基点第345号から130° - 28' 203mの点 エ 基点第345号から129° - 16' 104mの点	この区域内に 1,050㎡を超え て生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	"	
和特区 第739 号	東牟婁郡那智勝 浦町大字勝浦地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町中の島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252° - 15' 88mの点 イ 基点第344号から231° - 30' 81mの点 ウ 基点第344号から231° - 00' 96mの点 エ 基点第344号から248° - 30' 104mの点	この区域内に 288㎡を超え て生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	"	
和特区 第740 号	東牟婁郡那智勝 浦町大字勝浦地 先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町中の島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から321° - 00' 89mの点 イ 基点第344号から250° - 20' 25mの点 ウ 基点第344号から250° - 20' 52mの点 エ 基点第344号から306° - 10' 101mの点	この区域内に 720㎡を超え て生簀を敷設してはならない	"	"	"	"	"	

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖業)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第742 号	有田郡広川町大字西広宇内井地先	第1種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第118号 有田郡広川町大字山本宇小浦火葬場跡南端の護岸に設置した標識 ア 基点第118号から24.9° - 32' 30.3mの点 イ 基点第118号から26.4° - 28' 49.5mの点 ウ 基点第118号から25.5° - 20' 53.3mの点 エ 基点第118号から23.8° - 00' 36.3mの点	この区域内に 2,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田郡広川町 大字唐尾 大字西広 大字山本 大字広	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		
和特区 第744 号	日高郡由良町三尾川地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第133号 有田郡広川町、日高郡由良町界に設置した標識 ア 基点第133号から31.4° - 45' 56.0mの点 イ 基点第133号から31.9° - 55' 55.0mの点 ウ 基点第133号から31.7° - 30' 45.0mの点 エ 基点第133号から31.1° - 30' 46.5mの点	この区域内に 500㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	日高郡由良町 大字衣奈 大字三尾川	"		
和特区 第746 号	日高郡日高町大字相地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字柏、柏漁港防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から 9° - 56' 33.0mの点 イ 基点第168号から 1.2° - 20' 28.1mの点 ウ 基点第168号から34.1° - 36' 27.5mの点 エ 基点第168号から34.3° - 36' 32.5mの点	この区域内に 1,440㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	日高郡日高町	"		
和特区 第747 号	東牟婁郡串本町大島地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から35.4° - 56' 30.4mの点 イ 基点第279号から 3° - 05' 39.1mの点 ウ 基点第279号から 9° - 38' 37.7mの点 エ 基点第279号から 3° - 20' 28.0mの点	この区域内に 1,182㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町 大島	"		
和特区 第749 号	東牟婁郡串本町大水崎地先	"	"	"	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎理立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤基部に設置した標識 ア 基点第273号から 21° - 57' 7.5mの点 イ 基点第273号から10.3° - 10' 57.0mの点 ウ 基点第273号から 8.2° - 49' 6.95mの点 エ 基点第273号から 3.1° - 28' 4.37mの点	この区域内に 16,920㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	東牟婁郡串本町 二色 高富、關野川 和深、田並 有田、潮岬 出雲、大島 須江、樫野 西向、神ノ川 姫、姫川 伊串、古座 中瀬、上野山 津荷、田原	"		

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	和特区画	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	漁場の区	漁場の区	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区画第751号	海南市下津町大崎地先	魚類小割式養殖業	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第70号 海南市下津町大崎防波堤基部に設置した標識 基点第70号から170° - 00' 20mの点 基点第70号から151° - 00' 100mの点 基点第70号から177° - 30' 113mの点 基点第70号から221° - 45' 60mの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町神谷島頂上に設置した標識 基点第161号から255° - 00' 1, 200mの点 基点第161号から253° - 20' 1, 210mの点 基点第161号から254° - 30' 1, 400mの点 基点第161号から258° - 30' 1, 380mの点	この区域内に400㎡を超えて生簀を敷設してはならない	平成20年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町大崎地先	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで			
和特区画第752号	日高郡由良町大字神公地先	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町神谷島頂上に設置した標識 基点第161号から255° - 00' 1, 200mの点 基点第161号から253° - 20' 1, 210mの点 基点第161号から254° - 30' 1, 400mの点 基点第161号から258° - 30' 1, 380mの点	この区域内に2,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	日高郡由良町大字神谷大字吹井	"			
和特区画第753号	日高郡日高町大字相地先	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字相、柏漁港防波堤基部に設置した標識 基点第168号から43° - 30' 680mの点 基点第168号から47° - 20' 670mの点 基点第168号から44° - 00' 530mの点 基点第168号から37° - 40' 550mの点	この区域内に900㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	日高郡日高町	"			
和特区画第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 基点第139号から332° - 45' 840mの点 基点第139号から322° - 00' 955mの点 基点第139号から320° - 30' 915mの点 基点第139号から331° - 00' 795mの点	この区域内に1,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	日高郡由良町大字衣奈大字三尾川	"			
和特区画第755号	東牟婁郡太地町小長井地先	"	"	"	"	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第324号 東牟婁郡太地町小長井、通称えびすの鼻北端に設置した標識 基点第324号から276° - 30' 125mの点 基点第324号から245° - 18' 242mの点 基点第324号から229° - 15' 221mの点 基点第324号から248° - 02' 77mの点	この区域内に2,592㎡を超えて生簀を敷設してはならない	"	"	"	東牟婁郡太地町	"			

特定区画漁業漁場計画 (魚類小割式養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場	区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和歌山県 第756号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種 区画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第336号 東牟婁郡太地町地先鯉島に設置した標識 基点第340号 東牟婁郡那智勝浦町種井の島に設置した標識 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 基点第344号 A 基点第340号から261°33'の方位線上、同 基点と対岸との中央点 ア 基点第343号から167°-42'の方位線と、Aから基点第 336号の見通し線との交点 イ 基点第343号から231°-40'の方位線と、Aから基点第 336号の見通し線との交点 ウ 基点第343号から236°-16' 429mの点 エ 基点第343号から231°-58' 383mの点 オ 基点第343号から243°-19' 320mの点 カ 基点第343号から240°-58' 287mの点 キ 基点第343号から219°-36' 314mの点 ク 基点第343号から205°-52' 301mの点 ケ 基点第343号から184°-26' 281mの点 コ 基点第343号から140°-35' 120mの点 サ 基点第343号から94°-05' 70mの点 シ 基点第343号から27°-12' 94mの点 ス 基点第343号から99°-42' 218mの点	この区域内に 19,800㎡を超 えて生質を敷 設してはなら ない。	平成20年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝浦 町 大字勝浦 大字北浜 大字築地 大字朝日 大字穴満 (通称朝日町の 区域)	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで		